

平成19年度東大和市教育委員会の  
権限に属する事務の管理執行状  
況の点検及び評価報告書

平成21年3月  
東大和市教育委員会

## 目 次

### 第1章 教育委員会の点検及び評価について

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

### 第2章 教育委員会議について

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 教育委員会議の開催状況   | 2 |
| 2 | 教育委員会議の審議状況   | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の活動状況 | 7 |

### 第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成19年度主要施策の点検 及び評価について

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 9  |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長       | 13 |
| 3 | 基本方針3「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興    | 22 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 31 |

### 第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

#### 【資料】

- |  |    |
|--|----|
| 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検<br>及び評価実施要綱 | 39 |
|--|----|

# 第1章 教育委員会の点検及び評価について

## 1 点検及び評価の目的

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検及び評価の内容

### （1）点検及び評価の対象

- ① 平成19年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成19年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

### （2）点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価にあたっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
  - ア 定員 3人（内2人は市民公募）
  - イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

## 第2章 教育委員会議について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

### 1 教育委員会議の開催状況

教育委員会議については、原則として毎月1回「教育委員会定例会」を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会議の他に、随時、教育委員懇談会を実施しました。

- (1) 教育委員会定例会…………… 12回
- (2) 教育委員懇談会…………… 8回

### 2 教育委員会議等の審議状況

#### (1) 教育委員会定例会

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針…………… 1件
- ② 委員会規則等の制定・改廃…………… 27件
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事…………… 8件
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申し出…………… 8件
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止…………… 3件
- ⑥ 教科書の採択…………… 2件
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針…………… 2件
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱…………… 23件
- ⑨ その他…………… 5件

○第4回定例会(19年4月27日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第10号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第11号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第12号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第13号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第14号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第12号議案	平成19年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨
第13号議案	東大和市立図書館協議会委員の委嘱について(承認)	⑧

○第5回定例会(19年5月25日)

第14号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第15号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について(承認)	⑧
第16号議案	東大和市教育委員会事務局職員の任免について(承認)	③

○第6回定例会(19年6月22日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第15号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第16号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第17号議案	東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について(承認)	⑧
第18号議案	東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について(承認)	⑧
第19号議案	平成19年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について(承認)	⑨
第20号議案	行政財産の用途廃止について(承認)	⑤
第21号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について(承認)	⑧
第22号議案	東大和市文化財専門委員の委嘱について(承認)	⑧

○第7回定例会(19年7月27日)

第17号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第23号議案	東大和市教育委員会事務局職員の任免について(承認)	③
第24号議案	平成20年度使用教科書のうち特別支援学級用教科書の採択替えについて(可決)	⑥
第25号議案	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第8回定例会(19年8月23日)

第26号議案	行政財産の用途廃止について(承認)	⑤
--------	-------------------	---

○第9回定例会(19年9月28日)

第1号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について	⑨
第2号選挙	東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について	⑨
第18号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第27号議案	東大和市立学校学校歯科医の解嘱について(承認)	⑧
第28号議案	東大和市立学校学校歯科医の委嘱について(承認)	⑧
第29号議案	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第10回定例会(19年10月26日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第30号議案	東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程(可決)	②
第31号議案	東大和市立小中学校施設使用条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④
第32号議案	東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④

○第11回定例会(19年11月22日)

第19号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第33号議案	行政財産の用途廃止について(承認)	⑤
第34号議案	東大和市教育委員会の教育目標及び平成20年度東大和市教育委員会の基本方針について(承認)	①

○第12回定例会(19年12月21日)

第20号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第21号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第22号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第23号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	②
第35号議案	東大和市公立学校教諭の処分について(内申)(承認)	③

○第1回定例会(20年1月28日)

第1号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第1号議案	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(可決)	②
第2号議案	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(可決)	②
第3号議案	東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程(可決)	②
第4号議案	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④
第5号議案	東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程(可決)	②
第6号議案	平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の諮問について(承認)	⑦
第7号議案	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第8号議案	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規	②

	則(可決)	
第9号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について(承認)	②
第10号議案	東大和市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②
第11号議案	東大和市立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第2回定例会(20年2月22日)

第2号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑥
第3号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第12号議案	東大和市教育委員会委員の辞職について(承認)	⑨
第13号議案	平成20年度東大和市学校給食事業計画及び平成20年度東大和市学校給食会計予算の答申について(承認)	⑦

○第3回定例会(20年3月28日)

第4号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第5号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第14号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③
第15号議案	東大和市立学校学校耳鼻科医の解嘱について(承認)	⑧
第16号議案	東大和市立学校学校耳鼻科医の委嘱について(承認)	⑧
第17号議案	東大和市立学校学校歯科医の委嘱について(承認)	⑧
第18号議案	東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について(承認)	⑧
第19号議案	東大和市体育指導委員の委嘱について(承認)	⑧
第20号議案	東大和市立図書館協議会員の任命について(承認)	⑧
第21号議案	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(可決)	②
第22号議案	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(可決)	②
第23号議案	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の全部を改正する規則(可決)	②
第24号議案	東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の全部を改正する規程(可決)	②
第25号議案	東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則(可決)	②
第26号議案	東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程(可決)	②

第27号議案	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第28号議案	東大和市心身障害児就学指導委員会規程の一部を改正する規程(可決)	②
第29号議案	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則(可決)	②
第30号議案	東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する規程(可決)	②
第31号議案	東大和市立学校文書管理規程の一部を改正する規程(可決)	②
第32号議案	東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②
第33号議案	東大和市16ミリ発声映写機の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第34号議案	東大和市立公民館図書室及び図書貸出規程の一部を改正する規程(可決)	②

## (2) 教育委員懇談会

### ○第3回懇談会 (平成19年4月11日)

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ノロウィルスについて</li> <li>2 人材バンク制度について</li> <li>3 社会教育施設の現状と課題について</li> </ol>
------	---

### ○第4回懇談会 (平成19年5月14日)

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後子ども教室について</li> <li>2 青少年問題協議会の現状と課題について</li> <li>3 第2次生涯学習推進計画の配布について</li> <li>4 教育財産の用途廃止について</li> </ol>
------	---

### ○第5回懇談会 (平成19年7月13日)

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通学区域制度の弾力化について</li> <li>2 平成20年度使用教科書のうち特別支援学級用教科書の採択替えについて</li> <li>3 東大和市公立小中学校PTA連合協議会との懇談会について</li> <li>4 その他</li> </ol>
------	---



○第6回懇談会（平成19年8月10日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東大和市立中央公民館ホール舞台昇降用階段の落下事故による損害賠償について</li> <li>2 東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会について</li> <li>3 平成20年4月1日付け組織改正（案）について</li> <li>4 指導室の運営組織・体制の充実と課題について</li> </ol>
------	--

○第7回懇談会（平成19年10月12日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習指導要領の改訂について</li> </ol>
------	---

○第8回懇談会（平成19年11月8日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特色ある教育課程の編成について</li> <li>2 東大和市教育委員会の教育目標及び平成20年度東大和市教育委員会の基本方針について</li> <li>3 平成19年度「全国学力・学習状況調査」の調査結果の分析について</li> </ol>
------	--

○第1回懇談会（平成20年1月11日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成19年度卒業式における教育委員会告辞及び平成20年度入学式における教育委員会告辞について</li> <li>2 学校評価の取り組みについて</li> </ol>
------	---

○第2回懇談会（平成20年2月8日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議項目なし</li> <li>2 その他</li> </ol>
------	---

### 3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議への出席以外に、平成19年度は学校訪問、各種行事等に合計で62回参加しました。

(1) 東京都市町村教育委員会連合会（6回）

- ア 東京都市町村教育委員会連合会定期総会（5月）
- イ 東京都市町村教育委員会連合会理事会（4、8、1月）
- ウ 東京都市町村教育委員会連合会研修会（10、2月）

(2) 関東甲信静市町村教育委員会連合会（1回）

- ア 総会及び研修会（5月）

(3) 学校訪問（27回）

- ア 授業公開（7回）
- イ 道徳事業地区公開講座（11回）
- ウ 教育委員学校訪問（8回）
- エ 教育の日やまと（1回）

(4) 学校各種行事・儀式（15回）

- ア 入学式・卒業式・運動会（3回）
- イ 展覧会・学芸会（7回）
- ウ 四小・一中周年行事（2回）
- エ 合唱コンクール（2回）
- オ 連合書初め展（1回）

(5) 教育委員会各種行事（13回）

- ア 市民文化祭開会・閉会式（2回）
- イ 成人式（1回）
- ウ 全国青少年健全育成強調月間駅頭キャンペーン（1回）
- エ 東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流会（1回）
- オ 公民館まつり（5回）
- カ 第38回ふれあい市民運動会（1回）
- キ 第42回ロードレース（1回）

### 第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成19年度主要施策の点検及び評価

#### 基本方針1

#### 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

##### (1) 人権教育の推進

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。
- ② 相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち、自立した個人を育てる教育を行う。
- ③ いじめ、体罰等による人権侵害を決して許さず、誰もがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導の推進を図る。

##### (2) 社会への貢献

- ① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等をもとにして、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
- ② 子どもたちの健全で豊かな心を育成し、子どもたちが、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、子どもたちの様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

##### (3) いじめ・不登校の対策

いじめ・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における教育相談機能の充実及び教育センター、訪問による教育相談等の教育相談体制の整備・充実を図る。

##### (4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTAなどの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、非行防止や犯罪から守る教育（「セーフティ教室」「情報モラル教育」）などをとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

## (1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

### ■施策の取組状況

#### ① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2名、各校主幹・教諭15名）を年間3回開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

#### ② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

#### ③ 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。

（指導室）

### ■今後の取組の方向性

人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

（指導室）

## (2) 社会への貢献

子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や地域と連携して、様々な体験活動を推進し、東京都教育委員会の「心の東京革命」教育推進プランの実施に努める。

### ■施策の取組状況

#### ① 「教育の日やまと」の開催

「教育の日やまと」において、教育課題解決に向けた校内研究を支援するために設けられた研究奨励校（小学校6校・中学校1校）の研究発表会を開催し、教職員や保護者、市民が共に教育について考える機会を設けた。

参加人数延べ 901名

#### ② 「道徳授業地区公開講座」の全校実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校（小学校10校、中学校5校）で実施した。

参加者 教職員362名、保護者1921名、地域128名、講師27名、授業協力者11名

#### ③ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月5日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（5名）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット前交差点にて行った。

しおり配布 700枚

（指導室）

#### ■今後の取組の方向性

教育について共に考える機会として「教育の日やまと」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取り組みを一層推進する。

（指導室）

### （3）いじめ・不登校の対策

いじめ・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における教育相談機能の充実及び教育センター、訪問による教育相談等の教育相談体制の整備・充実を図る。

#### ■施策の取組状況

##### ① 全中学校及び一部の小学校へのスクールカウンセラー配置

市内全中学校（5校）と一部の小学校（3校）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

##### ② さわやか教育相談室、教育情報室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、教育情報室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、サポートルーム連絡会を開催し、東京都教育相談センターから不登校対策専門相談員を招聘し、指導助言を受けて、連携を行った。

サポートルーム連絡会 年間3回開催

##### ③ メンタルサポートスタッフの派遣

不登校や不登校傾向、学校不適應の児童・生徒の情緒面の安定や生活への適応を図るため、学校、家庭、適応指導教室等にメンタルサポートスタッフを派遣した。

年間340件

##### ④ 24時間電話教育相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、心身の健康、行動、学習、進路等について、毎週火曜日に24時間電話教育相談を開設した。

相談件数 年間51回

##### ⑤ 子どもの人権オンブズマン

人権上の諸問題に関する相談活動を通じて、関係機関と連携しながら児童・生徒の人権を守り、広く人権尊重の精神の育成を図るため、子どもの人権相談コーナー（通称「子どもの人権オンブズマン」）を教育センター教育情報室内に毎月第2、第4水曜日（午後3時から午後5時）に開設した。

年間 計24回

##### ⑥ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施

スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員、子どもの人

権相談コーナー相談員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

年間3回開催

(指導室)

#### ■今後の取組の方向性

教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

(指導室)

### (4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTAなどの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、非行防止や犯罪から守る教育(「セーフティ教室」「情報モラル教育」)などをとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

#### ■施策の取組状況

##### ① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成と充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

##### ② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

年間3回

##### ③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

年間1回

(指導室)

##### ④ 東大和市放課後子ども教室

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安心・安全で健やかな居場所づくりを推進するため、第七小学校をモデル校として平成19年9月から実施し、延べ5,241人の児童の参加があった。

(社会教育課)

#### ■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。

③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

④ 実施校の拡大を図り、放課後の児童の居場所づくりとともに、青少年の健全育成を推進する。

(社会教育課)

## 基本方針 2

### 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあつて、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の生きる力としての道徳性、社会性、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

#### (1) 国際社会への対応

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。特に、小・中学校の円滑な接続を図るために、小学校・中学校が連携した教育の在り方を改善する取組を進める。
- ② 子どもが自らの資質や能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、読書活動を推進するとともに、情報活用能力の向上を図る。

#### (2) 基礎学力の向上

基礎的・基本的な学力の定着及び体力の向上を図り、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団による指導を拡充し、教科の選択幅の拡大を進めるとともに、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進めるなど、個に応じた多様な教育を推進する。

#### (3) 読書教育の推進

児童・生徒に進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、学校図書館指導員等の環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行う。

#### (4) 授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立することにより、児童・生徒の学力向上を推進する。

#### (5) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、職場体験学習を充実し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進する。

また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の問題に対し、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむキャリア教育の充実を図る。

## **(6) 教育環境の整備**

良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、経年劣化している学校施設・設備について計画的な改修・改善を推進する。

また、東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ、引き続き学校規模の適正化に向け、調査・研究を進める。

## **(7) 特色ある教育活動**

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、社会教育施設等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

## **(8) 環境教育の推進**

持続可能な社会の構築に向け、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

## **(9) 食に関する教育の充実**

生涯を通じて、健康で豊かな生活を送るため、「食育基本法」の趣旨を踏まえ、食育を生きる上での基本とし、食に関する教育の充実を図る。

## **(10) 特別支援教育を推進**

LD（学習障害）等を含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業への円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会の充実やコーディネーターの育成を図る。
- ③ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域との交流を行う副籍制度の導入を進める。

## **(11) 伝統文化の理解**

日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、世界の中の日本人としてアイデンティティを育てる教育を推進する。

## **(1) 国際社会への対応**

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法等を拡充する。

### **■施策の取組状況**

#### **① ALT（外国人講師）の派遣**

中学校の外国語（英語）授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、ALT（外国人講師）を派遣した。

派遣時間 中学校 5 0 1 時間



## ② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

派遣時間 389時間（対象児童数5名、対象生徒数7名）

（指導室）

### ■今後の取組の方向性

- ① 小学校5、6年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② ALT（外国人講師）の派遣を拡充する。

（指導室）

## （2）基礎学力の向上

基礎的・基本的な学力の定着及び体力の向上を図り、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団による指導を拡充し、教科の選択幅の拡大を進めるとともに、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進めるなど、個に応じた多様な教育を推進する。

### ■施策の取組状況

#### ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

配置校 小学校6校、中学校2校

- ② 「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果及び指導のポイント」の作成・配付  
学力・授業力向上推進委員会を設置して、「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果及び指導のポイント」を作成し、各学校へ配付した。

（指導室）

### ■今後の取組の方向性

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員を、全校に配置し、少人数の学習集団による指導を拡充する。
- ② 学力・授業力向上推進委員会における調査分析を生かした教材づくりを行う。

（指導室）

## （3）読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、学校図書館指導員等の環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行う。

#### ■施策の取組状況

##### ① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

配置校数 小学校6校、中学校3校（平成18年度に比べ小学校2校、中学校1校増）

（指導室）

#### ■今後の取組の方向性

① 学校図書館指導員を全校配置し、指導員を活用した児童・生徒の読書活動の支援を拡充する。

（指導室）

#### （4）授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立することにより、児童・生徒の学力向上を推進する。

#### ■施策の取組状況

##### ① 全小・中学校の授業改善推進プランの作成

児童・生徒にとって魅力ある授業を展開するため、授業改善を図った。また、学力向上についての保護者や市民の期待に応えるため、市内全小・中学校において、「授業改善推進プラン」を作成した。

##### ② 市公式ホームページでの公開

東大和市公式ホームページにおいて、市内全小・中学校の「授業改善推進プラン」を公開した。

（指導室）

#### ■今後の取組の方向性

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を踏まえた授業改善推進プランを作成・活用し、確かな学力向上を図る。

（指導室）

#### （5）職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、職場体験学習を充実し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進する。

また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の問題に対し、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむキャリア教育の充実を図る。

#### ■施策の取組状況

##### ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請

商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。

## ② 各学校への情報提供

職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

### ■今後の取組の方向性

中学校職場体験学習の機会が得られるよう、市内民間事業者や関係団体等へ協力を要請する。

(指導室)

## (6) 教育環境の整備

良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、経年劣化している学校施設・設備について、計画的な改修・改善を推進する。

また、東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ、引き続き学校規模の適正化に向け、調査・研究を進める。

### ■施策の取組状況

#### ① 計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 耐震化を促進するための設計及び診断を実施した。(三小、五小)

イ トイレ環境を改善するための設計を実施した。(二小)

ウ 音楽室に冷房設備を設置した。(六小、七小)

エ 図書室に冷房設備を設置した。(一中、五中)

オ 校舎の雨漏りを改修した。(五中)

(学校教育課〔庶務課〕)

#### ② 学校規模の適正化に向けた調査・研究

平成16年3月の東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ学校別に児童・生徒数の推計を行うとともに、継続して検討を進めていくことになっている三小・五小・六小地域を含め、地域開発動向の把握を行った。

また、多摩地域を中心に都内の学校規模適正化の状況を調べた。

(学校教育課〔学務課〕)

### ■今後の取組の方向性

① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性の確保を併せ地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の耐震化の推進を図る。

(学校教育課〔庶務課〕)

② 市立小・中学校の規模の適正化を図るため、引き続き、調査・研究を進めていく。

(学校教育課〔学務課〕)

※〔 〕内は、平成19年度所管課、以下同様

## (7) 特色ある教育活動

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に  
対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、  
社会教育施設等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

### ■施策の取組状況

#### ① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、博物館等の社会教育施設の活用による総合  
的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

実施校 小学校8校 21回実施 (指導室)

### ■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設（郷土博物館）・市内社会施設等との連携を図り、地域の教材を  
活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実  
施できるよう、情報提供を行う。

(指導室)

## (8) 環境教育の推進

持続可能な社会の構築に向け、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の  
推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

### ■施策の取組状況

#### ① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及び生物の観察な  
どの環境教育を推進した。

小学校2校

(指導室)

### ■今後の取組の方向性

- ① 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、エコチャレンジなどの実践的なプロ  
グラムを体験させる環境教育を、全小学校で実施することを指針とする。

(指導室)

## (9) 食に関する教育の充実

生涯を通じて、健康で豊かな生活を送るため、「食育基本法」の趣旨を踏まえ、  
食育を生きる上での基本とし、食に関する教育の充実を図る。

### ■施策の取組状況

#### ① 全小・中学校における全体計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、全小・中学校において食育の全体計画を作  
成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

(指導室)

## ② 児童への食に関する指導

学校と連携し、給食を生きた教材として指導を行った。第二給食センター管轄の小学校2校（八小、十小）で行った。

○対象学年及び内容

月	対象学年	内 容 (テーマ)
5月	1年生	給食センターの紹介
6月	5年生	歯を丈夫にしよう
7月	3年生	地場産の野菜について (夏の野菜)
9月	5年生	秋の食べ物について
10月	6年生	目の健康・栄養・食品について
11月	3年生	地場産の野菜について (冬の野菜)
12月	4年生	冬至について
1月	6年生	学校給食週間 感謝して食べる (給食の歴史について)
2月	2年生	大豆の変身について
3月	1年生	食品の名前と働きについて (食べ物の名前を知ろう)

## ③ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜（夏野菜と冬野菜：6品目）を給食に取り入れた。地場野菜の使用について紹介する資料を作成し、各学校へ配付した。

また、全校15校へ出向き、児童・生徒へ地場野菜について紹介した。

## ④ 新規採用教職員への食育

食育基本法の内容や特徴について、東大和市で行っている食育の現状を説明した。

また、教科との関連で食育を行う場合の紹介を行った。

## ⑤ 保護者を対象とした食育

第四中学校の保護者を対象に、2回に分けて食育を行った。第1回目は、「中学生の食事について」、第2回目は、「朝食の大切さ」について調理実習を伴う食育を行った。

(給食課)

## ■今後の取組の方向性

- ① すべての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、一層の充実を図る。また、夏季研修会において食育に関する研修会を実施し、先達校の実践を学ぶ。

(指導室)

- ② 給食時間内での話となるため、児童が食べながら聞いて、答えるようになってしまうことから、平成20年度は給食前の4時間目の授業時間の一部を利用して行う。引き続き給食時には栄養士が児童とともに、給食を「生きた教材」とし、指導をする。

- ③ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れるとともに、使用種類を増やし、より一層の活用を行う。

- ④ 食育をより理解し広げていくために、今後も継続して行っていく。食育基本法の趣旨や制定された背景を含め学校給食への理解をより深める。

また、現在、給食センターで行っている食育の現状を紹介し、引き続き教職員との連携を図っていく。

- ⑤ 児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。

(給食課)

## (10) 特別支援教育を推進

LD (学習障害) 等を含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

### ■ 施策の取組状況

#### ① 小・中学校における特別支援教育を円滑に進める体制の整備

全小・中学校において、校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名し、円滑に進められるような体制を整備した。

#### ② 特別支援学級設置校長会の実施

特別支援学級設置校長会を実施し、充実を図る上での課題解決を図った。  
3回実施

(指導室)

#### ③ 平成19年度からの特別支援教育の本格実施に伴い校内委員会の充実や特別支援教育コーディネーターの育成を図るとともに、保健・福祉や特別支援学校等関係機関との連携への取り組みを行った。

- ・校内委員会の設置 (100%)
- ・特別支援教育コーディネーターの指名 (100%)

#### ④ 特別支援ネットワーク

保健・医療、福祉等関係機関が連携し、発達障害のある幼児・児童・生徒が幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、特別支援ネットワーク準備会を開催し、検討を行った。

#### ⑤ 巡回指導・相談体制の整備

巡回相談員 (心理相談員) 1名を配置し、学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言を行うとともに、保護者の相談に当たった。

#### ⑥ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流 (学校だよりの交換等) や直接交流 (行事への参加等) を行った。

小学部副籍者	14名
中学部副籍者	6名
計	20名

(学校教育課 [学務課])

### ■ 今後の取組の方向性

- ① 教育委員会の組織編成変更に伴い、特別支援教育担当係長を設置し、各学校への支援体制の強化を図る。

(学校教育課 [学務課])

- ② 特別支援教育の推進的役割を担い、引続き、特別支援教育検討委員会との連携を図りながら、諸課題の解決にあたる。

(指導室)

- ③④ 特別支援教育を推進するため、特別支援教育検討会等で校内委員会を中心として各学校で発達障害児童・生徒の早期発見・早期支援が行えるよう、体制づくりの検討を進める。

- ⑤ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。

- ⑥ 就学相談件数の増加や多様化に伴い、就学相談体制の一層の充実を目指す。

(学校教育課〔学務課〕)

## (11) 伝統文化の理解

日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、世界の中の日本人としてアイデンティティを育てる教育を推進する。

### ■施策の取組状況

#### ① 日本の伝統文化に触れる機会の充実

小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。

和太鼓 2校 落語 2校 日本の民話劇 2校

#### ② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の作成

東大和市理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を作成し、小学校3年生に無償で配布した。

#### ③ 社会科副読本改訂委員会の実施

副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を実施した。

年間3回

#### ④ A L T (外国人講師) の派遣

小学校の総合的な学習の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、A L T (外国人講師) を派遣した。

派遣時間 小学校366時間

### ■今後の取り組みの方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。

- ② 社会科副読本の一層の充実を図るため、「私たちの東大和」の教師用指導書を見直す。

- ③ 小学校に対するA L T (外国人講師) の派遣の拡充をする。

## 基本方針 3

### 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

少子高齢化や核家族化が進む中で、活力ある地域社会を築き、だれもが生涯を通じていつでもどこでも自由に学ぶことができる社会の実現を図ることが求められる。

そのために、市民が文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実に努める。

#### (1) 生涯学習の推進

平成19年度からの第二次生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指す。

#### (2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

#### (3) 社会教育活動の支援

公民館、図書館、郷土博物館等社会教育施設の整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

#### (4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

#### (5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備や指導者の育成・確保等に努める。

#### (6) 施設の利用促進

次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう、青少年対策地区委員会や自治会、PTAなどの関係機関や文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、学習の機会や活動の場の確保に努める。

#### (1) 生涯学習の推進

平成19年度からの第二次生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指す。

#### ■施策の取組状況

##### ① 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成19年4月から多摩湖塾を実施した。延べ件数36件、延べ人数1,081人の参加があった。



## ② 東大和市生涯学習人材バンク

平成19年11月から人材バンク制度を実施した。本制度の周知を図るため、人材バンク登録者による「お試し講座」を平成20年3月11日から14日までの9講座を実施し、49名の参加があった。

## ③ 東大和市民文化祭

平成19年10月13日から11月4日までの23日間実施し、観客は10,250人であった。

(社会教育課)

### ■今後の取組の方向性

- ① 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていきたい。
- ② 本制度の周知と利用の促進を図るため、市報等のPRや「お試し講座」を実施していく。
- ③ 市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。

(社会教育課)

## (2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

### ■施策の取組状況

#### ① 東大和市社会教育団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体(8団体)に対して、合計4,878,555円を交付等の援助を行った。

#### ② 東大和市生涯学習人材バンク

平成19年11月から人材バンク制度を実施した。本制度の周知を図るため、人材バンク登録者によるお試し講座を平成20年3月11日から14日までの9講座を実施し、49名の参加があった。

(社会教育課)

### ■今後の取組の方向性

- ① 市民の社会教育活動を活性化していくために、学びあいガイド等の冊子やホームページ等によって、関連する情報を提供していく。
- ② 本制度の周知と利用の促進を図るため、市報等やPRやお試し講座を実施していく。

(社会教育課)

### (3) 社会教育活動の支援

公民館、図書館、郷土博物館等社会教育施設の整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

#### ■施策の取組状況

##### ① 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数							定期 利用 グル ープ 数
		件 人	一般	市役所	主 催	有 料	合 計	利用率	
5 館 合 計	1,518		14,868	791	834	380	16,873	61.75%	377
			170,725	26,042	18,610	10,360	225,737		

※定期利用グループ数は、平成19年4月現在。

##### ② こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各館だよりは主に職員の各戸配付により、市民へ配布した。

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (5館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	184,400部
中公タイムス (中央)	3回 (5、9、1月)	7,500部
ハロー公民館 (南街)		9,000部
こんにちは狭山公民館 (狭山)		7,500部
ぞうしき公民館だより (蔵敷)		3,900部
こだまの森 (上北台)		12,000部
合 計		224,300部

##### ③ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

施設名	対 象												合 計		
	子ども			青 年			成 人			保育付					
	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
中央	4	7	77	6	62	1,993	1	3	15	2	26	383	13	98	2,468
南街	3	10	507	—	—	—	4	25	437	1	9	132	8	44	1,076
狭山	4	14	443	—	—	—	4	15	283	1	7	102	9	36	828
蔵敷	4	15	299	—	—	—	2	11	179	1	10	105	7	36	583
上北台	2	4	77	—	—	—	2	9	260	1	8	73	5	21	410
新堀	1	1	39	—	—	—	1	10	476	—	—	—	2	11	515
合計	18	51	1,442	6	62	1,993	14	73	1,650	6	60	795	44	246	5,880

(中央公民館)

#### ④ 資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合 計
購入冊数	10,056 冊	3,111 冊	10,475 冊	23,462 冊
購入金額	19,572,473 円	4,424,997 円	20,609,318 円	44,606,788 円

#### ⑤ 学校との連携

##### ア 中央図書館見学会

- ・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を知ってもらった。全10校・23クラス・726名

- ・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。13園・430名

##### イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では足りない部分の援助を行った。調べ学習の依頼112件、3,685冊

⑥ リクエストサービス

他の利用者が借りている資料は返却され次第、市内の他館にある資料は取り寄せて提供した。また、市内で所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や他の図書館から借用・紹介して提供した。

・リクエストサービス受付数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合計
22,195	6,530	5,707	34,432

⑦ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

・資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
15,111	3,097	3,842	22,050

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑧ 清原図書館の開館

清原図書館が平成19年1月19日に開館し、利用者数及び貸出冊数の増加に大きく貢献した。

・貸出冊数 (単位：冊)

	平成19年度	平成18年度	比較増減
中央図書館	455,457	481,718	△26,261
桜が丘図書館	99,026	97,498	1,528
清原図書館	124,195	24,125	100,070
合計	678,678	603,341	75,337

(清原図書館)

⑨ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

常設展示のほか、企画展示室で広報連載中の「わがまちの風物詩Ⅲ」、博物館所蔵資料による「しまう民具」等の資料展示を行い、18,563人の入場があった。

ロビー展示は、小学生が狭山丘陵で学んだ植物観察や多摩地域に今も残る戦争の傷跡など、5つのテーマにより展示を行った。

旧日立航空機(株)変電所では、「多摩の戦跡写真パネル展」を行い1,860人の入場があった。

⑩ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影を行い12,405人の入場があった。

一般投影では、「星の王子さま」(春番組)「葉っぱのフレディ」(夏番組)「スペースコロニー」(秋番組)等の投影を行い、観覧者は、7,975人であった。

特別投影は、「プレママのためのプラネタリウム」等の投影を実施し、432人の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、「季節の星の紹介」、「星の探し方」、「月の満ち欠け」などについての投影を行なった。市内外の学校の利用があり、全体で29校、2,177人の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ぼ

くらの宇宙旅行～なぞなぞのほし」の番組を投影した。市内外の幼稚園、保育所、児童館などからの観覧があり、32団体、1,821人であった。

#### ⑪ 郷土博物館の教育普及活動

狭山緑地自然ガイドを短時間の自然観察会として実施し、309人の参加があった。

星空に慣れ親しみ、夜空の星を観察し、環境を考える機会として、星空観察会を実施し、112人の参加があった。

昼間に観察できる太陽などを対象に昼間の星の観察会を実施し、172人の参加があった。

博物館講座は、史跡めぐり、植物画教室を実施し、延べ243人の参加があった。東村山ふるさと歴史館と共催した「狭山丘陵市民大学」及び「はじめての草木染め」に138人の参加があった。

#### ⑫ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、5校345人の展示見学があった。

講師派遣及び出張授業として、理科・社会・生活科総合的な学習に対応するよう、郷土博物館の職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境学習等を99件実施した。

(社会教育課〔郷土博物館〕)

### ■今後の取組の方向性

① 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に貢献していく。

② より多くの市民の方々に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていきたい。また、職員の各戸配付による各館だよりの配付は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。

③ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。

(中央公民館)

④ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。

さらにさまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。

⑤ア 学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。

また、全生徒に対して図書館利用カードを作ってもらう機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようする。

イ 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。

⑥ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知ら

ない利用者に図書館だよりなどを通してその内容を周知する。

- ⑦ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

- ⑧ 清原地域は、高齢者世帯が多く、また小学校にも近いため、高齢者や小学生に利用しやすくなっている。今後も資料の充実・向上に努めていく。

(清原図書館)

- ⑨ 郷土博物館は、平成6年の開館以来13年が経過し、設備の各所に老朽化が目立つ。中には、機能が停止したままのものもある。また、常設展示の内容も開館以来変わっていない。今後、これらの計画的な改修を検討していく。

旧日立航空機(株)変電所は、貴重な戦災建造物である。これを平和教育に活用していく。ただし、一般公開するためには改修工事が必要となる。

- ⑩ 現在、プラネタリウムでは雨漏りが発生しており、補修工事が喫緊の課題である。プラネタリウムの入場者数が減少傾向にあるため、PR方法や上映番組の内容を検討していく。

- ⑪ 郷土博物館周辺の自然環境、市指定文化財や収蔵資料、プラネタリウム等の施設を有効に活用した教育普及活動を実施しており、今後もさらに充実していく。

一部の講習会等では参加者が少ないものも見られるため、内容やPR方法等をさらに工夫し、参加者の増加に努めていく。

- ⑫ 歴史・自然・天文については、児童・生徒が学習する上で必要なことから、充実に努めていく。

(社会教育課〔郷土博物館〕)

#### (4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

##### ■ 施策の取組状況

###### ① 文化財保護

文化財保護法第93条に基づく土木工事に伴う届出の受理・指導は15件で、そのうち職員が2か所(奈良橋6丁目、高木2丁目)で試掘を行ったが、遺構や遺物などは発見されなかった。

(社会教育課〔郷土博物館〕)

##### ■ 今後の取組の方向性

- ① 資料も適正に管理されており、指定文化財や収蔵資料は、学校教育の教材としても活用されている。今後も、文化財の保存や継承に取り組んでいく。

(社会教育課〔郷土博物館〕)

## (5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備や指導者の育成・確保等に努める。

### ■施策の取組状況

#### ① スポーツ施設の整備

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、スポーツ開放を実施している第一中学校体育館にネオテニス用ポール及び市民体育館にスポーツチャンバラ用具を配置した。

また、市民プール更衣室の床が水漏れ及び滑って危険なため、床の張替え工事を行った。

なお、上仲原公園（陸上競技場を含む）及び桜が丘市民広場のグラウンド修繕を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

#### ② スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っている体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

講演会派遣 10回

技術講習会 2回

(体育課)

### ■今後の取組の方向性

① 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、引き続きスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を進める。

② 引き続き、地域のスポーツ指導者である体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。

また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。

(体育課)

## (6) 施設の利用促進

次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう、青少年対策地区委員会や自治会、PTAなどの関係機関や文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、学習の機会や活動の場の確保に努める。

### ■施策の取組状況

#### ① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日（日・祝日の場合は翌日）から、先着順により貸出しを行った。

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	2, 2 2 3 件	3, 3 9 5 件
中 学 校	5 5 件	1, 8 7 7 件

## ② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

区 分	個 人	団 体	計
市民体育館	3 0, 0 7 6 件	4, 4 0 8 件	3 4, 4 8 4 件
上仲原公園テニスコート	5, 2 8 8 件	—	5, 2 8 8 件
〃 野球場	—	9 1 7 件	9 1 7 件
桜が丘市民広場	—	2, 0 0 2 件	2, 0 0 2 件

## ③ スポーツ活動の場の提供

自治会や青少年対策地区委員会及び障害者団体等と連携し、幼児から高齢者までの全市民を対象に、ふれあい市民運動会を実施した。

また、児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ふれあい市民運動会	10/7	1,400 人	全市民
スケート教室	6/3.9.10.16.23 8/11.12.18 9/1.8	延べ545 人	小学生
スポーツチャンバラ教室	7/23.25.27.30 8/1	延べ132 人	〃
ミニバスケットボール大会	2/3	12 チーム	小学5・6年生

(体育課)

### ■今後の取組の方向性

- ① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。
- ② 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。  
また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。
- ③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図る上で大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(体育課)



## 基本方針 4

### 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

21世紀の教育改革を推進するにあたり、家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営を進めていく。

#### (1) 学校運営協議会

学校評議員制度の導入に向けて、学校運営協議会の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校運営についての外部評価や児童・生徒、保護者等による授業評価を積極的に取り入れるなど、学校の説明責任を果たし、開かれた学校づくりを一層推進する。

#### (2) 学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの強化を図る。

#### (3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダーの育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図るとともに、「2・3年次授業研究」等の研修や校内研修の活性化への支援をとおして学校内においても人材育成する仕組みを整える。

大量退職時期を迎え、新規採用者がより円滑に教育活動のスタートが切れるよう初任者研修の充実を図る。

#### (4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を登用するなど、学校の運営方法を一層改善していく。

#### (5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から学校施設・設備の改善に努め、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

#### (6) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

## (7) 安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やP T A、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの充実を図る。

## (1) 学校運営協議会

学校評議員制度の導入に向けて、学校運営協議会の積極的な活用を図り、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校運営についての外部評価や児童・生徒、保護者等による授業評価を積極的に取り入れるなど、学校の説明責任を果たし、開かれた学校づくりを一層推進する。

### ■施策の取組状況

#### ① 学校毎の学校運営協議会（旧名称）の実施

全小・中学校において、年3回以上の学校運営協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見をいただき、学校経営へ反映させることができた。

#### ② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関しての研修会を校長対象に実施し、次年度の実施に向けての準備を行った。

（指導室）

### ■今後の取組の方向性

学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、学校運営連絡協議会委員研修会を実施するとともに、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

（指導室）

## (2) 学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの強化を図る。

### ■施策の取組状況

#### ① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、教育活動の取組や成果を検証するために、学校運営協議会（旧名称）を実施した。

（指導室）

### ■今後の取組の方向性

- ① 全小・中学校において学校経営計画の作成を進め、学校運営連絡協議会委員に外部評価を実施していただき、学校経営のマネジメントサイクルを確立させる。  
(指導室)

### (3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダーの育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図るとともに、「2・3年次授業研究」等の研修や校内研修の活性化への支援をととして学校内においても人材育成する仕組みを整える。

大量退職時期を迎え、新規採用者がより円滑に教育活動のスタートが切れるよう初任者研修の充実を図る。

### ■施策の取組状況

#### ① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。

対象教諭 28名 回数 16回

#### ② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1名の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。

対象教諭 43名 授業研究回数 のべ129回  
校外における研修 のべ172回

#### ③ 4年次授業観察の実施

4年次教諭を対象に、1名の教員につき年間1回の授業観察を実施した。

対象教諭 16名 授業観察回数 16回

#### ④ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。

対象教諭 5名 回数 7回

#### ⑤ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。

対象校長・副校長 30名 回数 6回

#### ⑥ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。

対象教諭 5名 回数 9回

(指導室)

### ■今後の取組の方向性

職層に応じた研修内容を充実し、教員のライフステージに応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

#### (4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を登用するなど、学校の運営方法を一層改善していく。

##### ■ 施策の取組状況

###### ① 教育ボランティアの活用

教育情報室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。

教育ボランティアの登録数 129名

各学校の教育ボランティアの活用数 102名

###### ② 教育ボランティア連絡会の実施

教育ボランティアの資質の向上を図るために、連絡会を実施した。

教育ボランティア連絡会 1回 参加者数20名

(指導室)

##### ■ 今後の取組の方向性

教育情報室を拠点としてより多くの教育ボランティアを募集するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、中央大学、国立音楽大学等）への募集を進める。

(指導室)

#### (5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から学校施設・設備の改善に努め、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

##### ■ 施策の取組状況

###### ① 施設の利用促進【再掲〈29～30ページ〉】

###### ② 放課後子ども教室【再掲〈12ページ〉】

##### ■ 今後の取組の方向性

###### ① 施設の利用促進【再掲〈29～30ページ〉】

###### ② 放課後子ども教室【再掲〈12ページ〉】

#### (6) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

##### ■ 施策の取組状況

###### ① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に各学校に不審者情報を提供し、二次被害の防止に努めた。

件数 29件

(指導室)

## ② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

(単位：人)

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	65	警察・駐在署員	24
児童	744	交通安全協会	74
PTA・保護者・青少年対策委員	187	教育委員会・管理課(現土木課)	30

(学校教育課〔庶務課〕)

### ■ 今後の取組の方向性

① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。

(指導室)

## ② 自転車運転免許制度

児童の交通事故は全体的には減少しているものの、依然として自転車による事故の割合は高いことから、交通事故を防止するため、引き続き警察、安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。

保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。

(学校教育課〔庶務課〕)

## (7) 安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの充実を図る。

### ■ 施策の取組状況

#### ① スクールガードのボランティア保険に加入

スクールガード（学校安全ボランティア）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害保険と賠償責任保険が一体になったボランティアに加入した。（316名加入）

## ② スクールガード養成講習会の開催

各小学校で活動しているスクールガードの養成を図るとともに、参加を呼びかけるため、スクールガード養成講習会を開催した。

- ・実施日 平成20年1月22日（火）午後3時～4時
- ・場所 中央公民館ホール
- ・内容 昨今の犯罪事情、見守り活動の意義と注意点等
- ・参加者数 25名

## ③ スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）による巡回指導

元警察官1名を委嘱し、各小学校を巡回して安全施設の点検やスクールガードへの指導・助言を行った。

- 1学期・・・小学校 4校
- 2学期・・・小学校 5校
- 3学期・・・小学校 2校

（学校教育課〔学務課〕）

## ④ セーフティ教室の実施

全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。

非行防止8校 犯罪被害防止15校 ハイテク犯罪防止9校（重複回答）

（指導室）

## ⑤ 地域安全マップづくりの推進

児童が通学路における危険から身を守るための力を育めるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。

- ・親子点検の結果で作成 7校（一・二・三・四・五・七・八小）
- ・授業の中で作成 6校（一・二・七・八・九・十小）
- ・教員・PTA・ボランティアが作成 1校（一小）

（学校教育課〔学務課〕）

### ■今後の取組の方向性

①② スクールガードがそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。

③ スクールガード・リーダーを2名配置し、中学校の安全施設の点検も行えるようにしていく。

（学校教育課〔学務課〕）

④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。

（指導室）

## 第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

### 1 聖徳大学 児童学部教授 廣嶋 憲一郎

平成19年度の東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況は、点検及び評価報告書により概ね順調に行われたものと拝察できる。このうち、特に印象に残ったことをいくつか記したい。

学校教育では、「基礎学力の向上」のために、習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置、学力・授業力向上推進委員会による資料の作成・配布、各学校の授業改善推進プランに基づく授業改善等が行われている。また、「読書教育の推進」のために、学校図書館指導員の配置を計画的に進め（現在は全校配置済）、児童・生徒への読書活動を支援している。これらの施策は、人的措置と授業改善の両面から児童・生徒の学力を保障するものであり、多くの成果を期待することができる。

「いじめ・不登校の対策」では、学校へのスクールカウンセラーの配置やメンタルサポートスタッフの派遣、24時間電話教育相談の開設などにより、教育相談体制の整備・充実が図られている。不登校児童・生徒の出現率が高い本市においては、一つ一つの施策の効果を確認しながら、施策の一層の充実を図ることが極めて大切である。

「教員研修の充実」では、教員のライフステージに応じた研修を体系化して実施していることがうかがえる。学校教育の充実は教師の熱意と力量にかかっており、その点、校内研修の充実も含めて、人材育成に関する施策を一層拡充することを期待したい。

社会教育では、「生涯学習の推進」の観点から、多摩湖塾等で様々な講座が開かれている。このことを期待している市民のために、着実な実施を重ねて欲しい。社会教育の施策には、図書館や郷土資料館の活用などのように、学校教育と連携することによって成果が期待できるものが少なくない。社会教育法等の改正も踏まえて、学校教育、家庭教育との連携をどのように進めるかが今後の課題となろう。

本報告書では、それぞれの施策の成果に触れる部分が決して十分であるとは言えない。内容が19年度のものであり、報告書の性格上やむを得ないことではあるが、説明を聞くと多くの成果が見られるのに残念に思う。今後は、施策の成果を内部で自己評価し公表するなどの方法も検討する必要がある。

### 2 元海外日本人学校長 鈴木 恭平（市民公募）

次世代を担う若い世代のための学校教育のみならず、老壮年の生甲斐をサポートする社会教育その他、教育委員会が管理、執行する事務量のぼう大さに改めて驚かされ、関係各位の努力に頭の下がる思いである。点検した結果は、おおむね適切であると評価するが、更に改善検討の余地もある。内容が多岐に亘る故、以下に学校教育について見解を述べる。

1. 人権教育にも関わる「いじめ」については、「起きてから」ではなくて、「ある。」ということ为前提にした指導に力点を注ぐ必要がある。「本校にいじめはない。」と言い切るのではなく、「あるかも知れない。」の心くばりで指導に当たりたい。全教員による各領域での指導はもちろんであるが、月一回は全校朝会等での校長講話による継続指導は効果的と考える。

2. 基礎学力の充実の施策の一つに、少人数指導をあげているが、人数が少なれば効果が上がるというだけであってはならない。学習指導員の受け入れについては、編成法、指導法等を含めた明確なカリキュラムが編成され、それを応募者に提示しての指導者の募集でありたい。少人数編成だから教員の労力が軽減され、それによる成果期待であってはならない。
3. 特色ある学習に関して言えば、郷土について、地理・歴史の基礎・基本学習を取り入れたカリキュラムの編成は魅力あるものと考えられる。
4. 中学校における部活動は、顧問のなり手の少なさが問題になっている。教員の労力の問題もあるが、特に運動部においては、勝負主義の傾向がある。本来学校教育における部活動は、技術面だけのものではない筈である。そのことから、欧米にみられる仕組みの取り入れを提言したい。

そこでは、毎週水曜日の午後は全校一斉部活動の日とし、授業はなしとする。小学校の施設をも活用し、民間人のボランティアも導入し、他の曜日は活動はなしとする。更に活動を求める部については、土曜日も含めた他の曜日も可とするが、原則その指導は民間人によるものとする。文化部についても同様である。等の取り組みが進められており、それらの考えをたたき台にして検討されることを希望する。
5. その他「教育の日やまと」等、教育委員会の施策についての宣伝活動の拡大工夫で、より多くの市民参加、協力が期待される。

今回は、学校教育を主体に点検・評価を行ったが、今後は社会教育その他の分野についても点検・評価を進めたい。

### 3 東京都立東大和高等学校 PTA 会長 内田 裕子（市民公募）

平成 19 年度教育委員会の教育目標、また、それを実現するための基本方針に基づく施策の取り組みについて、着実に事務の管理執行、点検、評価が行われているものと思われまます。

特に、基本方針 2「豊かな個性」と「創造力」の伸長では、基礎学力の向上に向けた施策の取り組み状況として、各学校の実情に応じ、きめ細やかな指導を行い確実な成果を上げていることがわかり安心しました。

子どもたちにとって、授業が分かることは、新たな知識を得ることの喜びを実感し、学校へ行く意欲がわく大きな要因となります。引き続き、学校や子どもたち一人一人の状況に応じ、授業方法の工夫や改善を進めていくことを望みます。

今後は、市内に二つ都立高校がありますので、高校に行く中学生の学力で、何が足りないのか具体的に明らかにし、小学校、中学校での学習に反映させることも必要と考えます。

子どもは社会の宝です。市内には、教員免許を持っている人はもちろんのこと、社会経験が豊かな様々な専門家がたくさんいます。教育ボランティアなど外部人材の活用を充実し、市民と協力、連携し、みんなで子どもを育てていく社会にしていきたいと考えています。また、郷土博物館や里山、茶や野菜づくりなど地域資源を有効に活用し、豊かな学校生活を送って欲しいと思っております。

また、社会教育ですが、公民館活動などを通し活発に行なわれております。出会いの場、サロンとしての活用を一層充実させて欲しいと思います。市民一人一人が、自分の持っている知識や技術、経験を少しずつ持ち寄ることで、出会い、ふれあい、高めあい、活気ある東大和市を作っていけたらと、考えております。



## 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成19年度東大和市教育委員会の権限に属する  
事務の管理執行状況の点検及び評価報告書

平成21年3月発行

発行 東大和市教育委員会  
編集 学校教育部 学校教育課  
〒207-8585  
東京都東大和市中心3-930  
TEL 042-563-2111(代表)  
[http://www. city.higashiyamato.lg.jp](http://www.city.higashiyamato.lg.jp)